

## 4月から子ども手当を支給します

●「児童手当」は、「子ども手当」に変わります。

区分	児童手当(3月まで)	子ども手当(4月から)
対象者	小学校卒業まで	中学校卒業まで
手当の額(月額)	◇3歳未満 … 1万円 ◇3歳～小学校卒業 … 5千円 ※第3子以降は1万円	一律 13,000円
所得制限	あり	なし
支給月	2・6・10月に、その前月分までを支給(変更なし)	
子ども手当の認定手続き		
申請が必要な人	◇新中学2・3年生(H7.4.2～9.4.1生まれ)を養育する人 ⇒すでに児童手当を受給している人も、上記の子どもについては、申請が必要です。 ◇所得制限等により児童手当を受給していない人  ※対象者には、4月中に申請の案内を郵送します。9月30日までに申請がない場合は、4月分にさかのぼって受給することはできません。	
申請が不要な人	◇3月31日現在、境港市で児童手当を受給しており、養育している子どもが全員新中学1年生以下の人 ⇒4月下旬頃、該当者に認定通知書を送付します。	
申請・問合せ先	子育て支援課児童係 (☎47-1046) ※公務員の場合は、職場で申請してください。	

### 無料 住宅用火災警報器 申請期限の延長

昨年11月にご案内をした住宅用火災警報器の無料設置の申請期限(3月5日)を延長しました。

申請がまだの方は、必要事項をご記入のうえ、速やかに同封の返信用封筒で返送をお願いします。

●対象 65才以上の単身世帯、70歳以上の人のみの世帯、療育手帳A・精神障害者福祉手帳1級・身体障害者手帳1・2級所持者がいる世帯(H21.10.1現在)

●問合せ先 健康長寿課高齢者福祉係 (☎47-1039)

## 公的年金からの市・県民税の引き去り

昨年10月から市・県民税の「公的年金からの引き去り」がはじまりました。

これに伴い、4月支給分の年金から定額を仮徴収する制度が開始されます。

### ●制度の概要

当該年度の市・県民税の額は、6月以降に確定するため、4月・6月・8月支給分の年金からは、その年の2月分と同額を仮徴収します。

6月の市・県民税額確定後、その税額と仮徴収額の差額を10月・12月・翌年2月支給分の年金から本徴収します。今年度以降も、この仮徴収と本徴収の繰り返しにより、市・県民税は引き去ります。

### ●引き去り例

今年2月に引き去られた税額が10,000円で6月に確定する平成22年度の税額が90,000円だった場合

区分	月	税額	備考
公的年金からの引き去り	H22 2月	10,000円	
			↓ 2月分と同額を引き去り
	4月	10,000円	
	6月	10,000円	
仮徴収	6月	10,000円	
	8月	10,000円	
			↓ 6月に確定した市・県民税額90,000円を元に計算した額を引き去り
本徴収	10月	* 20,000円	すでに徴収した仮徴収額との差額を3等分した額を引き去り
	12月	* 20,000円	
	H23 2月	* 20,000円	

$$\begin{matrix} \text{税額} & \text{仮徴収額} & \text{徴収回数} & \text{本徴収額} \\ \times (90,000\text{円} - 30,000\text{円}) & \div & 3 & = 20,000\text{円} \end{matrix}$$

●問合せ先 税務課市民税係 (☎47-1017)



日帰りから世界の空まで  
**一畑トラベルサービス**  
観光庁長官登録旅行業第597号・IATA公認・JATA正会員

### 境港営業所

境港市松ヶ枝町4番地(水木ロード)

TEL/(0859)44-3161

営業時間/A.M.9:00~P.M.17:30(年中無休)

『日帰りから世界の空まで』。一畑トラベルサービスは”旅”を販売する総合旅行会社です。境港営業所は水木ロードで年中無休で営業しています。国内・国際線航空券、国内・海外パッケージツアー、全国の高速バス券、JR券、全国のホテル旅館など、どうぞお気軽にご相談ください。